本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本法律はウズベキスタン共和国国家法律データベース(https://lex.uz/docs/4664144)より ダウンロードした露文資料に基づく。

ウズベキスタン共和国法

「投資および投資活動について」

2019年12月9日立法議会採択 2019年12月14日上院承認

第1章 総則

第1条 本法の目的および適用範囲

本法は外国投資家および国内投資家が行う投資および投資活動に係わる諸関係を規定するものである。本法は中央投資に係わる諸関係は規定しない。

コンセッション事業、 生産物分与協定書の締結、履行および中止、投資基金、持分基金およびベンチャー基金、有価証券取引を含む資本市場の規制、官民パートナーシップ、経済特区のそれぞれに係わる権利関係については各々個別の法律が規定する。

第2条 投資および投資活動に関する法律

投資および投資活動に関する法律は本法およびその他の法令から成る。

ウズベキスタン共和国の国際条約が投資および投資活動に関するウズベキスタン共和国の法律の定めとは 異なる規則を定めている場合には、当該の国際条約の規則を適用する。

第3条 基本概念

本法においては以下の基本概念を用いる。

投資プロジェクト - 経済的な利益、社会的な利益およびその他の利益の達成を目的とした投資の実行または誘致をめざす相互に関連した施策の総体

投資義務 - 所定の目的を達成するために投資家が引き受けるべき義務

投資政策 - ウズベキスタン共和国の経済全般およびその各部門に対する投資を必要な水準および構成に保つこと、ならびに投資活動主体の投資意欲を向上させることに係わる、投資資金の調達およびその優先利用部門の選定を目的とする相互に関連した施策の総体

投資活動 - 投資の実行に関連して投資活動主体が行う行為の総体

投資活動参加者 - 投資活動主体であって、注文履行者の立場をもって、または投資家の委託に基づいて 投資の実現にたずさわる者

投資契約 - 投資活動主体同士が締結する書面による協定であって、投資契約当事者たちの権利、義務および責任を定めるもの

投資 - 投資家が、リスクを負って利益を獲得することを目的として、社会的事業、企業活動、研究活動 およびその他の活動に投入する有形および無形の財ならびにそれらに対する権利(知的財産権を含む)、な らびに同様にして行われる再投資。たとえば以下がありうる。

現金(外国通貨建てのものを含む)を含む資金、目的別銀行預金、出資分、持ち分、株式、債券、手形およびその他の有価証券

動産および不動産(建物、造営物、設備、機械およびその他の有形財)

以下を含む知的財産権。すなわち、特許権を取得した、または取得していない(ノウハウ)、技術、生産工程、商業およびその他の分野の知識であって、技術文書、スキルおよび事業経験としての形をとり、何

らかの種類の事業の実施に必要とされるもの、ならびにウズベキスタン共和国の法律が禁じていないその他の財。

投資家 - 利益の獲得を目的として、自己資金ならびに(または)借入資金もしくはその他の誘致した投資リソースを投資活動の対象に投入する投資活動主体

国内投資家 - ウズベキスタン共和国の市民、ウズベキスタン共和国の居住者たる資格を持つ外国市民および無国籍者(個人事業主を含む)ならびにウズベキスタン共和国の法人であって、投資活動を行う者

再投資 - 投資から得られたあらゆる収益であって企業活動およびその他の種類の活動に再び投入される もの。投入されるものには、利益、利息、配当、ロイヤルティ、ライセンス報酬、コミッション報酬、技術 支援代金、技術保守代金およびその他の形態の報酬が含まれる。

直接外国投資 - 外国投資家が、政府保証を受けることなく、自らリスクを負って自己資金および借入資金によって行う投資

外国投資 一 外国投資家が、社会的事業、企業活動、研究活動およびその他の種類の活動に対して投入する有形および無形の財およびそれに対する権利(知的所有権を含む)、ならびに同様にして投入される再投資

外国投資家 - 外国の国家、外国の行政機関または地域機関、ならびに国際機関であって国家間の協定も しくはその他の契約に基づいて設立されたか、または国際法上の主体であるところの者、法人、任意のその 他の会社、組織または協会であって外国の法令に則って設立され、かつ活動している者、外国の市民および 無国籍者であってウズベキスタン共和国の国外に定住地を持つ者。

ウズベキスタン共和国の国内における外資系企業 – 株式(出資分および持ち分)または定款ファンド (定款資本金)に占める外国投資の割合が15%以上である企業

第4条 投資および投資活動の基本原則

以下の事項を投資および投資活動の基本原則とする。

滴法性

情報公開性および開放性

投資活動の実施の自由

投資活動の公平性および投資活動主体間の平等

投資家に対する差別に対する不寛容

投資家の信義誠実の推定。

投資および投資活動に関する法律の基本原則は、投資および投資活動の実行のあらゆる段階でこれを適用する。

第2章 投資、投資活動の対象および主体

第5条 対象別の投資の種類

投資は、その対象に応じて設備投資、金融投資および社会投資に分類される。

設備投資とは、固定資産の形成および再生に対する投資のことをいう。ここには、新規建設、近代化、改修、設備更新に対する投資、ならびにその他の形態による有形物生産事業の発展に対する投資が含まれる。 金融投資とは、株式、社債、インフラストラクチャー債および国債に対する投資、ならびにその他の種類の有価証券に対する投資のことをいう。

社会投資とは、人的ポテンシャル、スキルおよび事業経験の育成に対する投資、ならびにその他の形態による無形の福利の進展に対する投資のことをいう。

第6条 投資の実施形態

投資は以下の形態で実施される。

法人の設立またはその定款ファンド(定款資本金)の一部への参加(出資)。ここには、財産および株式(持ち分)の取得によって行うものも含まれる。

ウズベキスタン共和国居住者が発行した債券を含む有価証券の取得

天然資源の探査、開発、採掘または利用に対する権益を含む権益の取得、ならびに生産物分与協定への 参加

所有権の取得。ここには、知的財産権、著作権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、商号権および ノウハウ、のれん(グッドウィル)の取得、ならびに商業およびサービス業を運営する店舗およびそれが立 地する土地の所有権の取得が含まれる。

土地および天然資源の占有および利用に対する権利(土地については賃貸借の場合を含む)の取得 投資家は法に反しないこのほかの形態によっても投資を行うことができる。

投資活動は異なる投資形態を組み合わせて行うこともできる。

最初の、または再度の投資と異なる形態で投資を行った場合であっても、投資としての資格は変わらない。

第7条 投資リソース

投資リソースには次に掲げるものがある。

現金(外国通貨建てのものを含む)およびその他の金融資産(借入金、持ち分、株式およびその他の有価証券を含む)。

動産および不動産(建物、造営物、設備、機械およびその他の有形財)ならびにそれらに対する権利 以下を含む知的資産。特許権を取得している、または取得していない(ノウハウ)技術、生産工程、商 業およびその他の分野の知識であって技術文書、スキルおよび事業経験としての形をとり、何らかの種類の 事業の実施に必要とされるもの

土地および天然資源の占有および利用の権利、ならびに所有権から派生するそのほかの物権。

第8条 投資活動の対象

投資活動の対象となるのは、社会的分野の対象物、企業活動、研究活動および法が禁じていないその他の 種類の活動の対象物である。

創出させることおよび利用することが、保健衛生、放射線安全、環境保全、建築・都市開発およびその他の分野において法が定める要求事項に適合しないような事業、ならびに法人および自然人の権利、自由および法が擁護するそれらの者の利益を損なうことになる事業に対する投資は、これを禁止する。

第9条 投資活動の主体

投資活動の主体となるのは、ウズベキスタン共和国に在住する市民、個人事業主および法人、国家統治機関および地方国家出先機関、外国の国家;外国の行政機関または地域機関、国際機関および外国法人および外国市民ならびに無国籍者である。

第10条 投資家の権利

投資家は以下の権利を有する。

自由に投資活動を行う。ウズベキスタン共和国の法に反しない投資実行の規模、種類、形態、分野および方向性を選択する。

投資活動を実行するために法人および自然人との間で契約を締結する。

投資および投資活動の成果の占有、利用および処分、ならびに投資活動の成果の販売および国外搬出を 行う。

投資活動によって得た収益を、税および法が定めるその他の課徴金(以下、「租税公課」)の納付後に、 独自に、かつ自由に処分する。

所有権に基づいて自らに属する財産およびあらゆる財産権を、借入金を取得するための担保を含めて、 自らが引き受けたあらゆる種類の債務に対する担保として用いる。

自らの投資およびその他の資産が接収(強制収用)された場合に適切な補償を受ける。

借入金を取得する。

国家統治機関、地方国家出先機関およびそれらの公務員の適法でない作為(不作為)および決定によってこうむった損害に対して補償を受ける。

第11条 投資家の義務

投資家は以下の義務を負う。

租税公課を納付する。

投資に関連して自らが引き受けた契約上の義務を履行する。

法の要求事項を遵守する。ここでいう法には、競争に関する法、汚職の阻止に関する法、投資および投資活動に関する法、労働に関する法、都市開発に関する法、環境保護に関する法、ならびに労災防止対策、衛生規準および規則が含まれる。

契約の条件を履行しなかった、または不適切に履行したことによって投資活動参加者に与えた損害を補償する。

権限を有する国家統治機関および地方国家出先機関がそれらの権限の範囲内で課する要求事項を履行する。

第12条 投資活動参加者の権利

投資活動参加者は以下の権利を有する。

取引所取引、競争入札、競売、電子商取引およびオークションの参加者となる。

投資家の注文の履行についての契約を投資家との間で締結する。

契約に別段の定めがないかぎり、投資家に対する自身の義務の履行のために他の者を招聘する。

第13条 投資活動参加者の義務

投資活動参加者は以下の義務を負う。

法律が定める基準、規則および規格を遵守する。ここには、競争に関する法、汚職の阻止に関する法、 投資および投資活動に関する法、労働に関する法、都市開発に関する法および環境保護に関する法のそれぞ れの要求事項が含まれる。

契約の条件を適時に然るべく履行する。

契約の条件を履行しなかった、または不適切に履行した場合にそれによって投資家に与えた損害を補償する。

国家統治機関および地方国家出先機関がそれらの権限の範囲内で課する要求事項を履行する。

第14条 投資活動における価格形成

投資活動の過程にある商品(役務、サービス)の価格は、法律が価格を定めている場合をのぞき、契約価格に基づいてこれを定める。

投資の対象である商品(役務、サービス)の価格は、取引所取引、競争入札、オークションおよびその他 の正規の取引の場において定めることもできる。

取引所取引、競争入札、オークションおよびその他の正規の取引の場において定められた国家資産の売却 価格は、これらの資産の簿価および評価額とはかかわりなく、市場価格と認められる。

第3章 投資活動主体の権利の国家による保証および投資の保護

第15条 投資活動主体の権利の保証

国家は投資活動主体の権利を保証する。国家機関およびその公務員は法に則って行われている投資活動主体の活動に介入することはできない。

国家機関およびその公務員は、投資活動主体の活動に法違反事項があることを発見した場合、自らが権限を有し、かつ具体的な違反事項の是正に直接係わる措置を実行することができる。

国家機関およびその公務員は、当該の違反が存在する事実を、投資活動に係わりのない投資活動主体のその他の適法な活動への介入またはその制限の根拠として用いることはできない。

国家は、投資家の国籍、居住地、事業実施場所に関連して、ならびにその出身国または投資が由来する国 を理由としてなされる投資家への差別は、これを容認しないことを保証する。

ある投資家による権利の行使が、他の投資家の権利および法が擁護するそれらの者の利益を損なうものとなってはならない。国家が企業活動主体の共同設立人(株主、出資者)となっている場合には、国家は他の設立人(株主、出資者)と同等の権利および義務を有する。

本条の定めは、一般に認められている国際法上の原則および基準に基づいて判断されるウズベキスタン共和国の国家安全保障の確保に直接の係わりを有する法令の採択、変更、増補または廃止に対しては、これを適用しない。

第16条 資金の利用の保証

投資活動主体が投資活動によって得た収益は、租税公課の納付後、これを再投資すること、または当該投資活動主体が選んだその他のあらゆる方法によって利用することができる。

外資系企業および国内投資企業の口座にある資金に対して国家機関の側がその使用を制限すること、また はその口座の資金を強制的に引き落とすことは、法の定める手続きに則っている場合にのみ行うことができ る。

第17条 自由な送金の保証

投資家に対しては、投資家が租税公課を納付することを条件として、外国通貨建ての資金のウズベキスタン共和国内への送金およびウズベキスタン共和国外への送金を自由に行うことを、本国送金のための通貨の両替の場合を含めて、保証する。これらの送金には、以下が含まれる。

外国資本の維持または増額のための初期の金額および追加の金額

投資の実行から得た収益

本法に基づいて損害に対する補償金として取得した金額

契約の条件を履行するために行った支払いの金額

外国資本の全部または一部の売却益

裁判手続きまたは調停手続きによるあらゆる決定を含めて、紛争の解決にともなって発生した支払いの 金額

給与およびその他の従業員への支払いの金額

法律に則ってその他の源泉から取得した金額。

ウズベキスタン共和国の法および国際条約にしたがい、国家は、以下の場合には、法令適用の平等の原則に基づいて外国投資家の本国送金を差し止めることができる。すなわち、外資系企業の支払い不能および倒産もしくは債権者の権利の侵害、自然人である外国投資家が犯した刑法違反もしくは行政法違反、または司法手続きもしくは調停手続きによる決定にしたがって本国送金を差し止めるその他の必要が存在する場合。

第18条 投資活動の中止にともなう外国投資の返還の保証

外国投資家はウズベキスタン共和国における投資活動を中止することができる。

投資活動の中止後、外国投資家は、ウズベキスタン共和国またはその他の債権者に対する義務の履行に支 障をきたさないかぎり、投資活動の中止によって生じた自らの資産を、金銭として、または現物として、自 由に本国に移動させることができる。

第19条 不利な法改正からの投資家の保護に対する保証

投資家または投資にとって損害をもたらすものである場合は、法令を過去に遡及して適用しない。

爾後にあらわれたウズベキスタン共和国の法が投資の条件を悪化させるものである場合には、投資の時点から最長 10 年間を限度として、投資の当日に有効であった法を投資家に対して適用する。新しい法の定め

が投資家の行った投資の条件を有利にするものである場合には、投資家は当該の定めの適用を受けるかどうかを自ら決定することができる。

爾後にあらわれたウズベキスタン共和国の法が投資の条件を悪化させるものである場合に 10 年間を限度 として投資時点で有効であった法を適用することは、以下の場合にこれを保証する。

本国送金手続きを複雑化する、または国境を越えて移動させることのできる収益(利益)の金額を減少させる追加的な要求事項が導入された場合。ただし、外資系企業の支払い不能および倒産もしくは債権者の権利の侵害、自然人である外国投資家が犯した刑法違反もしくは行政法違反、または司法手続きもしくは調停手続きによる決定にしたがって本国送金を差し止めるその他の必要が存在する場合に法令適用の平等の原則にしたがって国家が投資家の本国送金を差し止める場合はこのかぎりではない。

投資実施規模の量的制限および投資の規模に係わるその他の追加的な要求事項が導入された場合。ここには、外資系企業における外国資本の最低比率の引き上げも含まれる。

ウズベキスタン共和国企業の定款ファンドにおける外国投資家の出資比率に係わる制限事項が導入される場合

外国投資家のビザの発行および延長に関する追加的手続き、ならびに外国投資の実行に係わるその他の 追加的要求事項が導入された場合。

不利な法改正から投資家を保護することに対する保証は、以下のように発効する。

企業を設立する場合 - その国家登記の日

財産、持ち分、株式およびウズベキスタン共和国居住者が発行したその他の債券、商業およびサービス 業を運営する店舗および住宅ならびにそれらが立地する土地の所有権、ならびに土地および天然資源の占有 および利用に対する権利(土地については賃貸借の場合を含む)を取得する場合 - 所有権またはその他の 物権を定める文書の発効の日

著作権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、商号権およびノウハウならびにのれん(グッドウィル)を含む知的財産権を投資する場合 — 当該の知的財産権を投資したことを証明する文書の発効の日

天然資源の探査、開発、採掘または利用に対する権益を含む権益を取得する場合 — 法の定める手続きに基づく利権契約の登記日

投資と同時にウズベキスタン共和国政府との間の投資契約において投資義務が定められる場合 - 当該 契約の発効日

ウズベキスタン共和国の法に反しないこれら以外の形態で投資を行う場合 - 投資家がウズベキスタン 共和国内で投資活動を実行することを証明する文書の発効日。

本条は、一般に認められている国際法上の原則に基づいて判断されるウズベキスタン共和国の国家安全保障上の利益の確実な保護に直接的なかかわりを有する法令の採択、変更、増補または廃止に対しては適用しない。

第20条 情報公開性および開放性の確保に対する保証

一般に閲覧可能な形正式に公開されていない法規文書は、効力を有する文書として法的効果を持つことはなく、投資の諸関係を規制する根拠、およびそれら文書に記載されている内容の不履行に対する投資活動主体への何らかの制裁適用の根拠とはなりえない。

国家統治機関および地方国家出先機関は、投資活動に関連する自らの参加および自らが行った決定に関する情報を、自身の公式ウェブサイトを含め、マスメディアを通じて公開しなければならない。

国家統治機関および地方国家出先機関が投資活動の分野で行う活動ならびにこれらの機関が行う決定に関する情報は開放性を有するものであること、ならびにこれらの情報には支障なくアクセスすることができることを、自然人および法人に対して保証する。

第21条 投資の保護

国家はウズベキスタン共和国の法律および国際条約に則って投資の保護を保証する。 投資およびその他の投資家の資産は国有化の対象とされない。 投資およびその他の投資家の資産は、天災、事故、伝染病、家畜感染症およびその他の非常事態の場合を のぞいて接収(強制収用)の対象とされない。

投資の接収(強制収用)に関する決定は、ウズベキスタン共和国内閣が、接収または強制収用における以下の要求事項を遵守しつつこれを行う。

本条第3段に掲げる事由から生じる課題の解決にとって必要とされる最低限の規模の投資またはその他の投資家の資産にとどめる。

差別的に行わない。

発生する損失に対して適切な額の補償金支払いを行うこと。当該の補償金の適時支払いについては国家がその保証人となる。

投資家は、司法手続きおよび調停手続きによる異議申し立てを行うことができる。その対象となるのは、 たとえば次に掲げるような事項である。

接収(強制収用)の実施に用いられる目標の適法性

接収(強制収用)の規模

接収(強制収用) される投資およびその他の資産の評価

支払われる補償金の適合性

接収(強制収用)の実施にあたって国家統治機関および地方国家出先機関が遵守した手続き

投資および投資家のリスクへの付保は任意に行う。

第22条 投資の保護に係わる追加的な保証および措置

投資の保護に係わる追加的な保証および措置として、ウズベキスタン共和国政府による保証の提供、投資プロジェクトの資金調達に対する支援、特別な税制および支払い条件の設定、投資プロジェクト実施状況国家モニタリングの実施、ならびにウズベキスタン共和国政府との投資契約に基づくその他の措置を行うことができる。

第23条 相反する規程

本法の規定とウズベキスタン共和国の他の法令または国際条約との間に何らかの不整合がある場合は、投資家にとって最も有利な規定が優先的効力を有するものとする。

第4章 投資活動に対する国家規制

第24条 投資活動に対する国家規制の目的

投資活動に対する国家規制は、ウズベキスタン共和国およびその各地域の社会経済発展、投資効率の向上、ならびにウズベキスタン共和国における各種事業への投資にとって安全な条件の確保に係わる国家的課題の解決を保証することのできる投資政策の実行という目的にそって、国家統治機関および地方国家出先機関がこれを行う。

第25条 投資活動に対する国家規制の方法

投資活動に対する国家規制は以下の方法によって行う。

投資活動の法的基盤の改善

投資活動の振興に有利な条件の創出およびウズベキスタン共和国政府の保証の提供

ウズベキスタン共和国における経済特区および小規模工業区域の設置

固定資産を迅速に償却する権利の提供

技術規制の基準、規則および要求事項の制定

競争支援策の適用

土地および天然資源の占有および利用の条件の設定。

投資家に対して、市場における支配的な地位を与えるような排他的な規定および権利の提供を行ってはならない。

第26条 投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関はウズベキスタン共和国投資貿易省とする。

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関の主な権限は以下の通りとする。

事業の法的問題、経済的問題およびその他の問題に関する潜在的投資家へのコンサルティング、ならびにこれらの者に対する問題解決に必要な支援の提供

統一的な国家投資政策の実現、ならびに投資活動の規制を行う国家機関および組織の活動の調整

国家統治機関、地方国家出先機関およびウズベキスタン共和国経済管理機関と外国の担当機関、外国政府系金融機関および国際金融機関ならびに企業および潜在的外国投資家との間における投資協力の諸問題につき、その連携を図り、その際、協力の方向性および計画について必ずその合意を得る。

投資家とのフィードバックを常時確保する。投資の誘致につき地域および国内法人を支援する。投資提 案書の作成を手配する。

ウズベキスタン共和国の利益を代表して国際投資機関の事業に参加する。

ウズベキスタン共和国における投資の誘致、投資環境の整備および投資活動の改善に係わる法的基盤を さらに改善するための提案を作成し、これを上程する。

第27条 投資および投資活動の国家規制に関する地方国家出先機関の権限

地方国家出先機関は、自らの権限の範囲内で、投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関の地域支部と共同して、以下を行う。

地方レベルで投資政策を実行する。たとえば、該当する地域に対する投資規模拡大を促進するための投資の誘致、地域における投資環境のさらなる改善、該当する地域における企業の育成支援

地域の需要および供給能力(資源、自然および気候、労働力その他)から判断した投資を必要とする有望プロジェクトならびに遊休状態の国家資産および国有地の調査および発見

投資家の活動に直接係わる諸問題、ならびに、必要な場合には、直接投資の誘致に基づく有望な起業イニシアチブおよびプロジェクトの実現に係わる提案の検討

該当する地域において外国資本によるものを含む投資プロジェクトの迅速かつ効果的な実現を妨げている要因を発見し、それらの解決に向けた迅速な対策を講じる。

外資系企業の活動の分析に基づいて、該当する地域の経済に投下される資金の利用の効率および投資家による投資義務の履行の効率を向上させる。

相互利益の原則に基づいて該当する地域における外国の銀行、ファンド、エージェントおよび企業との間の投資協力を進展させること、ならびにそのような協力の方向性を多角化することに係わる提案を策定する。

該当する地域への投資誘致の基本的方向性および外国投資誘致に関する最大限有利な条件を構築するための措置を実施する。

第28条 投資誘致を行う国家機関の役割

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関、その他の国家統治機関および地方国家出先機関は、 投資の誘致、実現および保護を目的として、以下を行う。

ウズベキスタン共和国における投資活動の機会および条件に関する情報を準備および拡散する。

事業の法的問題、経済的問題およびその他の問題に関する潜在的投資家へのコンサルティング、ならびにこれらの者に対する問題解決のために必要な支援を提供する。

外国投資の諸問題に係わる国際関係において自らの権限の範囲内でウズベキスタン共和国を代表する。

第29条 投資家の活動の監視を行う国家機関の権限

投資および投資活動に関する法の要求事項の投資家および投資対象企業による遵守状況の監視はウズベキスタン共和国政府が権限を与えた国家機関がそれぞれの権限の範囲内でこれを行う。

当該の監視の任務を実行するにあたり、国家機関は商業機密保全の義務を負う。

第5章 投資および投資活動に対する国家支援

第30条 投資および投資活動に対する国家支援の目的および方法

投資および投資活動に対する国家支援は、良好な投資環境の整備、競争力があり革新的で輸出志向性および(または)輸入代替性のある新しい製造業を誕生させるための投資の促進、最新技術の採用および最新のマネージメント経験の導入による既存の製造業の拡大および刷新をその目的とする。

投資および投資活動に対する国家支援は以下の方法によって行う。

優遇措置および特典の適用

投資プロジェクトへの共同資金調達を目的とした中央投資の提供

金融支援、コンサルティング支援および情報支援の提供。

第31条 国家機関との連携のもとにおける投資家および投資対象企業への支援

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関は、他の国家機関と連携して投資家への支援を行う ために、「ワンストップ」原則により業務を行う。

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関ならびにその地域支部は、「ワンストップ」原則により業務を遂行するべく、相応の国家サービスセンター経由の場合を含め、国家サービスが提供されるよう保障する。

「ワンストップ」原則による業務の遂行には、以下の事項も含まれる。

既存の国家サービスの受付およびそれらの問題に関するコンサルティング

国家サービスを受けるために必要な文書の作成およびその手続きへの支援

電子デジタル署名、電子申請およびその他の文書手続きへの支援

国家サービスを受ける際の国家統治機関および地方国家出先機関における投資家へのサポート。

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関は、ウズベキスタン共和国首相付きの窓口担当部署 に対して、外国投資および国内投資の誘致ならびにそれらを利用したプロジェクトの実現に係わる諸問題の 解決に対する企業家の申し立ての検討につき、協力を行う。

第32条 コンサルティング支援および情報支援

国家統治機関および地方国家出先機関(在外ウズベキスタン共和国外交代表部および領事機関、国際金融機関におけるウズベキスタン共和国代表を含む)は、自らの権限に属する問題につき、投資家が抱える諸問題を解決するために、投資家に対するコンサルティング支援および情報支援を提供する。

第 33 条 投資活動における企業活動主体の権利および適法な利益の擁護に関するウズベキスタン共和国 大統領付属担当官の権限

投資活動における企業活動主体の権利および適法な利益の擁護に関するウズベキスタン共和国大統領付属 担当官(以下、「企業家権利擁護担当官」)は、以下を行う。

ウズベキスタン共和国における投資活動の過程で発生する問題につき、投資家および投資対象企業の申し立てを検討し、その解決のための提言を行う。その際、国家統治機関および地方国家出先機関と連携する場合もある。

裁判外手続きおよび裁判前手続きによる問題の解決のために投資家に支援を与える。

投資および投資活動に関する法律の改善についての提案書を作成し、これをウズベキスタン共和国大統領に提出する。

投資家の権利および適法な利益につき、その保護の形態および方法を含めて、投資家に対して説明を行う。

投資家の申し立ておよび国家統治機関および地方国家出先機関のヒアリング結果につき、それらの分析を行う。

法制度の分析を行って、投資家の権利を侵害している、または経済活動の運営を困難にしている規定を 発見し、その結果に基づいて、侵害された投資家の権利および自由の回復ならびに適法な利益の擁護のため の提言書を作成する。

侵害された投資家の権利、自由および適法な利益の回復を目的とする提言書を相応の国家統治機関に提出する。

この提言書を受領した国家統治機関および地方国家出先機関は、その検討結果についての書面による回答 を企業家権利擁護担当官に提出する。

必要な場合、企業家権利擁護担当官は、投資家および投資対象企業の申し立ての検討に必要とされる情報につき、国家統治機関および地方国家出先機関ならびに所有形態の如何を問わず、機関および組織に対して照会を行う。ただし、国家機密またはその他の法が擁護する機密に該当する情報についてはこのかぎりではない。

第6章 投資および投資活動に対する国家支援としての優遇措置および特典

第34条 投資および投資活動に対する国家支援としての優遇措置および特典の提供

投資および投資活動に対する国家支援として適用する優遇措置および特典には、たとえば以下がある。

国有物件またはその財産権の優遇価格またはゼロ価格での投資家への引渡し

租税公課に係わる優遇措置の提供

投資家が投資プロジェクトを実行するために取得した借入金の金利に対する補助金の支給。

優遇措置および特典の提供は以下の事項に応じて行う。

投資の規模

投資プロジェクトを実施する地域の条件

予想される社会的・経済的効果および新規雇用創出

投資プロジェクトを実施する分野および産業部門。

租税公課に係わる優遇措置の提供は法の定める手続きにしたがって行う。

投資および投資活動に対する国家支援として適用する特典のうち本条第1段に定めるものの提供は、公有物件の場合を含め、カラカルパクスタン共和国、各州およびタシケント市のそれぞれの予算を財源とし、それぞれ、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州およびタシケント市ホキム(首長)の決定にしたがって行うことができる。

それぞれの地域に対して投資を予定する投資家への優遇措置および特典の提供は当該地域のインフラストラクチャーの発達度に応じて行う。

直接外国投資誘致によって設立された企業であって、法が承認した一覧に含まれる経済部門における製品の製造(サービスの提供)を専門的に行うものに対しては、ウズベキスタン共和国税法典が定める手続きにしたがって、個々の租税公課に対する優遇措置の適用における特異事項を定める。

第35条 投資向けタックスクレジット

投資家に対する支援として、税の支払い期限を変更し、投資家である納税者に対して一定の期間にわたって支払うべき税額を減額したのち、引き続きウズベキスタン共和国税法典にしたがって元本および金利の段階的納付を行うという方法による投資向けタックスクレジットを提供することができる。

第36条 投資向け助成策

ウズベキスタン共和国政府は、財政的支援としての投資に対する助成を、投資プロジェクトの実現に必要なユーティリティ・通信条件を確保するための投資向け特典という形で行うことができる。

必要なユーティリティ・通信条件という形による投資家への投資向け助成は、ウズベキスタン共和国側が、 投資活動対象物件までのユーティリティ・通信網を建設することによって行う。

投資向け助成策は、税および関税に係わる優遇措置の形で提供することもできる。

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関は、ウズベキスタン共和国財務省と共同で、ウズベキスタン共和国法「自然人および法人の申し立てについて」が定める手続きおよび期限にしたがって、投資家からの投資向け助成受給申請書の検討を行い、ウズベキスタン共和国政府に提案書を提出する。

第7章 非中央投資

第37条 非中央投資の財源

非中央投資は以下をその財源とする。

投資家の自己資金

ウズベキスタン共和国の保証なしで取得した銀行借入金。ここには外国銀行からの借入金が含まれる。 直接外国投資。

非中央投資は、これら以外の法に反しない財源によって行うこともできる。

非中央投資の管理は投資家が独自に行う。

第38条 非中央投資の実行に関する決定

非中央投資の実行に関する決定は、投資家および外国銀行を含む商業銀行が行う。

第39条 投資プロジェクトの審査

非中央投資によって資金調達を行う投資プロジェクトは、そのうちの保健衛生、放射線安全、環境保全、 建築・都市開発およびその他の分野の要求事項の部分が、国家審査の対象とされる。

銀行借入金を財源とする中小企業の投資プロジェクトは、当該投資プロジェクト実行の妥当性に関する商業銀行の審査の対象とされる。

第8章 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約

第40条 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の締結手続き

ウズベキスタン共和国政府は、外国投資家による義務の履行を保障すべく投資契約を締結し、これらの投資家に、相互の合意に基づいて、追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)が提供される。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約は、投資および投資活動に対する国家支援の一環としてウズベキスタン共和国政府が外国投資家に追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)を提供する場合には、必ずこれを締結するものとする。

外国投資家に対する追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)の提供は、以下の投資に際して、 1件ずつ具体的に行う。

持続可能な経済成長および我が国の経済の進歩的技術変容をもたらすことのできる優先部門への投資 ウズベキスタン共和国の輸出ポテンシャルの強化および拡大、その世界経済関係への統合をもたらすこ とのできる優先プロジェクトへの投資。

ただし、外国投資家が設立した外資系企業に対する租税公課の納付に係わる追加的な優遇措置の提供は、 具体的な一定の期間に対してのみ行い、無期限のものとすることはできない。

本条は、投資および投資活動に対する国家支援の一環としてウズベキスタン共和国政府が投資家に追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)を提供することを必要としない投資プロジェクトに係わる義務の履行を目的として、投資家を一方の当事者とし、国家統治機関および地方国家出先機関を含む他の投資活動主体を他方の当事者として締結される投資契約の効力をいかなる形であれ限定するものではない。

第41条 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の当事者

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の当事者となるのは、外国投資家、ならびに投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関によって代表されるウズベキスタン共和国政府である。

第42条 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の条件

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約には以下の事項が含まれていなければならない。

投資の対象および規模、プロジェクト開始および完了の時期

投資契約の有効期間および条件

反汚職および反独占に関する条項

外国投資家の権利および義務。これには以下に関するものが含まれる。すなわち、投資の規模、製品の製造量、国産化、製品の品質、商品およびサービスの輸出量、ならびに法律が定める基準、規則および規格の遵守。ここでいう法律には、競争に関する法、汚職の阻止に関する法、投資および投資活動に関する法、労働に関する法、都市開発に関する法および環境保護に関する法が含まれる。

国際標準に適合する最新設備および技術の納入、ならびにエネルギー効率および環境保全という点での 最新の要求事項に関する外国投資家の義務

ウズベキスタン共和国政府の権利および義務。投資および投資活動に関する法律が定める以上の追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)を提供する権利および義務を含む。

プロジェクトの財源、実施スケジュール、投資プロジェクト進捗状況の技術監査手続きに関する情報 外国投資家が義務履行報告書を提出する手続きおよび期限

投資契約の条件の不遵守に対する当事者の責任。これには以下が含まれる。すなわち、国家機関の公務 員の適法でない作為(不作為)によって外国投資家がこうむった損害の補償、ならびに、外国投資家による 義務の不履行または不適切な履行の際に、ウズベキスタン共和国政府が自らの投資契約上の義務の履行を一 方的に拒否する権利

変更手続き

停止手続き

投資契約の条項に関連する投資契約当事者間の紛争の解決の手続き、審理の場所および機関。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約には、投資契約の特徴に応じて、以下を含む、そのほかの条件も記載することができる。

地域の産業インフラおよび社会インフラの整備に係わる当事者の相互的義務

契約の条件の履行の結果として生産された外国投資家に帰属する製品、および同様にして得られた利益 (収益)を外国投資家がウズベキスタン共和国の国外に搬出する権利

外国投資家がウズベキスタン共和国市民を従業員として雇用し、教育を施す義務、ならびに投資プロジェクトの実施完了後の設立された組織の技術の利用条件および従業員教育の条件。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約においては、外国投資家に、市場における支配的な地位を与えることにつながる排他的な規定および権利を提供することを禁止する。

第43条 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の締結の発案

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の締結に関する提案は、外国投資家が独自に、または国家統治機関、経済管理機関、地方行政機関もしくは経済主体と共同でこれを発案する。

外国投資家は、ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の締結を目的として、独自に、または相応の プロジェクト発案者と共同で、投資および投資活動の国家規制を管轄する機関または外国投資誘致を担当す るその傘下の組織に以下の文書を提出する。

投資契約を締結して投資活動の対象に対して投資を行う意図、および過去の投資プロジェクト実施の経験(経験がある場合)に関する情報を記載した申請書

投資契約書の草案

法に定めのある場合には、実施済みのフィージビリティスタディ(採算性調査)に基づいて作成したプロジェクトのビジネスプラン、権限ある機関による審査書。

投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関または外国投資誘致を担当するその傘下の組織は、 投資契約草案の法的審査、投資プロジェクトの財務・経済評価、外国投資家および(または)設立される投 資対象企業に対する、法が定める以上の追加的な保証および支援措置(優遇措置および特典)の提供の部分 について、国家統治機関の結論書を取得し、その後これをウズベキスタン共和国政府に審査のために提出す る。

ウズベキスタン共和国政府が投資契約の締結を是とする結論を出した場合には、外国投資家ならびに投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関に代表されるウズベキスタン共和国政府との間で投資契約書が締結される。

ウズベキスタン共和国政府との間で締結された投資契約は、ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国政府がこれを承認する決定を行った日をもって発効する。ただし、当該の決定に別段の定めがある場合はこのかぎりではない。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約履行状況のモニタリングおよび監視は、投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関がこれを行う。

第44条 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の破棄の条件

投資および投資活動に対する国家支援の一環としての追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)の効力は、ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の有効期限満了によって停止される。または、本条の定める手続きにしたがって当該期限満了より前にこれを停止させることもできる。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の効力は、以下の形で期限満了前に停止させることができる。 当事者の相互的同意に基づいて

一方的に。

外国投資家がウズベキスタン共和国政府との間の投資契約に基づく義務を履行しなかったか、または不適切に履行した場合、投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関は、ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約に変更を施すことを目的として、当該投資契約の一時停止および(または)爾後の履行の可能性を根拠づける文書を提出する必要がある旨の書面による通告を外国投資家に対して送付する。

当該の書面による通告を受けてから3カ月以内に外国投資家が投資契約の一時停止および(または)爾後の履行の可能性を根拠づける文書を提出しなかった場合、投資および投資活動の国家規制に係わる管轄国家機関は、ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の効力を期限満了前に停止させる旨の提案書をウズベキスタン共和国政府に提出し、さらにウズベキスタン共和国政府の結論書を受け取ったのちに、ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約の効力を期限満了前に一方的に停止させる旨の書面による通告を外国投資家に送付する。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約が破棄された場合、外国投資家は、投資および投資活動に対する国家支援の一環としてウズベキスタン共和国政府との間の投資契約に基づいて提供された追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)の結果として納付していなかった分の租税公課の納付を行う。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約がこれを締結した外国投資家の主導によって期限満了前に一方的に停止された場合、当該の投資家は投資および投資活動に対する国家支援の一環としてウズベキスタン 共和国政府との間の投資契約に基づいて提供された追加的な保証および支援策(優遇措置および特典)の結果として納付していなかった分の租税公課の納付を行う。

ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約が当事者の合意に基づいて期限満了前に停止された場合、その後の義務の履行については相互の合意によって取り決める。

第45条 外国投資に関する国家の義務

国家は、法の定める手続きにしたがってその権限が承認されている者が署名を行った外国投資家との間の 相応の契約において自らが引き受けた義務に対してのみ責任を負う。

国家は、外国投資を誘致するウズベキスタン共和国居住者の義務に対しては責任を負わない。ただし、国家がそのような義務の保証を与えている場合はこのかぎりではない。

国家統治機関、地方国家出先機関、治安機関および規制機関、ならびに銀行が外国投資家および外資系企業の活動に対して追加的な要求事項を取り決めることは、これを禁止する。

第9章 外国投資の法的待遇

第46条 ウズベキスタン共和国における外国投資家およびその投資に対する法的待遇

外国投資家および外国投資には、公正かつ平等な待遇、完全な、かつ常時の保護および安全を提供する。 この待遇をウズベキスタン共和国の国際条約に定める待遇より不利なものとすることはできない。

外国投資に対する法的待遇をウズベキスタン共和国の法人および自然人が行う投資に対する相応の待遇より 不利なものとすることはできない。

ウズベキスタン共和国の法律は、ウズベキスタン共和国の国際条約および一般に認められている国際法上の原則および基準に基づいて、経済の特定の部門、および住民の健康、動植物、環境の保全、ならびにウズベキスタン共和国の国家安全保障上の利益の確保のために、外国投資に対する制限事項または禁止事項を定めることができる。

ウズベキスタン共和国の法が保証する外国投資家の権利および利益が侵害された場合にこれを回復することは、ウズベキスタン共和国の法および国際条約がこれを規定する。

第47条 外国投資家の権利

外国投資家は、本法第 10 条の定める権利のほかに、ウズベキスタン共和国における投資活動によって得た、その者に帰属する発明、実用新案および意匠に対して外国およびウズベキスタン共和国の国内で特許権を申請する決定を独自に下す権利を有する。

外国の市民である外国投資家に対しては、商品の生産およびサービスの提供を行う企業をウズベキスタン 共和国の国内に設立することへの投資を実行した外資系企業の設立人(出資者)の場合を含めて、ウズベキスタン共和国の国内における在留資格を、ウズベキスタン共和国大統領の決定が定める条件に基づいて、簡略化手続きによって提供する。

外資系企業の設立人(出資者)である外国投資家は「投資向けビザ」の交付を、その家族(配偶者、親および子)は「投資ビザと有効期限が同一のゲストビザ」の交付を、ウズベキスタン共和国大統領の決定が定める条件に基づいてそれぞれ受けることができ、さらに、ウズベキスタン共和国から出国することなしにその期限を延長することができる。

「投資向けビザ」類の交付は、ウズベキスタン共和国の国外に所在する外国投資家に対してはウズベキスタン共和国外務省が、ウズベキスタン共和国の国内に所在する外国投資家に対してはウズベキスタン共和国内務省が、それぞれ行う。

外国投資家に対する「投資向けビザ」類およびウズベキスタン共和国国内在留資格の交付の手続きは、ウズベキスタン共和国内閣がこれを取り決める。

ウズベキスタン共和国国内在留資格もしくは「投資向けビザ」を有する外国投資家ならびにその家族(配偶者、親および子)は以下の権利を有する。

ウズベキスタン共和国の国内において就労する権利

ウズベキスタン共和国の市民に対するものと同様の医療サービスおよび教育サービスを利用する権利 ウズベキスタン共和国の中等および高等教育を受ける権利。

第48条 外国人労働者の招聘

投資家および外資系企業は、投資活動の実施を目的として、ウズベキスタン共和国の国外に定住地を有するあらゆる国家の市民および無国籍者との間で、自由に労働契約を締結することができる。これらの者は当該の労働契約の有効期間の全体を通じてウズベキスタン共和国への入国および在留ができ、然るべき数次ビザの交付を受けることができる。

外国人労働者の労働報酬、休暇、年金保障の諸問題は、各人との間の労働契約において解決するものとする。これらの労働者は、賃金およびその他の適法な手段によって取得した自らの収入を、法の定める租税公課の納付後に、何らの制限を受けることなく他の国に送金することができる。

投資家および外資系企業は、外国人労働者に対する年金保険料を当該労働者の定住国の相応の基金に送金 することができる。

第49条 移動の自由

投資活動のためにウズベキスタン共和国に在住する外国投資家、その代表者および従業員は、ウズベキスタン共和国の全域を自由に移動することができる。

ウズベキスタン共和国の国家安全保障の確保を目的とする場合にかぎり、一定の制限事項の適用を、自由な移動に対するそのような制限事項を法が定めていることを条件として、実施することができる。

第50条 投資保険

投資家はウズベキスタン共和国の国内で適法に活動する任意の保険機関において付保を行うことができる。 政治的リスクおよびその他のリスクに対する投資保険を国際組織、外国代理店、その他の保険会社が提供す ることもできる。

投資保険を提供する保険機関は、ウズベキスタン共和国の債務に対しては責任を負わない。国家は、当事者間の協定書に定めのある場合をのぞいて、保険機関の債務に対しては責任を負わない。

投資保険は、以下の事項を含む政治的リスクおよびその他のリスクに対する保護および保証を与える。

資産の接収(強制収用)、ならびに資産の没収または収用、資産の管理権またはそれから得られる収益の喪失につながるあらゆる法的または行政的措置

外国通貨の国外送金に対する制限の導入

国家統治機関、地方国家出先機関およびそれらの公務員による投資家の契約関係への介入

戦争、内乱またはその他の類似の事象

投資家および外国投資に関連するその他の種類の政治的リスクおよびその他のリスク。

第10章 外資系企業

第51条 外資系企業の活動

外資系企業は以下の権利を有する。

外国投資家はウズベキスタン共和国の国内において外資系企業を設立し、ウズベキスタン共和国の法および国際条約が提供するすべての権利、保証および優遇措置を利用することができる。

ウズベキスタン共和国内外のあらゆる銀行におけるあらゆる通貨建ての口座の開設、利用および処分を 行うことができる。

外国通貨建ての借入金の取得および返済を行うことができる。

第52条 外資系企業の子会社、支店、代表事務所およびその他の独立した下部組織

外資系企業は、ウズベキスタン共和国の国内において、子会社、法人格を有する支店、ならびに法人格を 持たない代表事務所およびその他の独立した下部組織を設立することができる。

第53条 外資系企業の経済団体

外資系企業は、ウズベキスタン共和国の国内において、有志による協会およびその他の経済団体を設立すること、ならびに既存の経済団体に正会員として加盟することができる。

第54条 外国投資家の経済活動

外国投資家の経済活動は、外資系企業、その子会社およびその他の組織体ならびに事業協会および団体の 設立、売却、再編または清算、ならびに外資系企業のファンドの構築、賃貸借契約およびその他の契約の締 結に関連する場合を含めて、いずれも、ウズベキスタン共和国の法律および国際条約によって規制される。 外資系企業は租税公課を納付する。

外資系企業の外貨建てによるすべての費用は、自らの外貨収入および法律によって許可されているその他の外貨収入源によってまかなわれる。これらの企業の通貨上の自足体制は、新たに設立される団体およびその他の組織体の枠内でそれを構築してもよい。

外資系企業は、法の要求事項を遵守しつつ、独自に輸出入取引を行う。自社製品の輸出は許認可および割当制度の対象とならない。

外資系企業は、ウズベキスタン共和国の法律にしたがって、自社生産に必要な製品の輸入をライセンスな しで行うことができる。輸出する自社製品および自社生産のために輸入する製品の認定方法は、ウズベキス タン共和国内閣がこれを定める。

外資系企業が自社生産のためにウズベキスタン共和国の国内に搬入する財産に対しては、それらの企業の 国家登記の時点から2年間にわたり、ウズベキスタン共和国の法の定める手続きにしたがって関税を免除す る。外国投資家ならびにウズベキスタン共和国の国外に定住地を有する外国市民および無国籍者であって外 国投資家との間で締結した労働契約にしたがってウズベキスタン共和国の国内に滞在する者が私的用途のた めに搬入する財産に対しては、関税の賦課を免除する。

発明権および意匠権を投資に用いる外国投資家および外資系企業が自らに帰属する発明に対する特許権の 取得および意匠権の導入を行う場合、これらを法の定める手続きにしたがって行う。

外資系企業は、企業のファンドのリスト、その形成および利用の方法を独自に取り決める。

外資系企業は、投資プロジェクト実施のために、農地ではない土地を最長 50 年間、ただし申請書記載の 期間以上、にわたって長期的に賃借することができる。

外資系企業は法律の定める事由がある場合に法の定める条件に則って土地を取得することができる。

建物および造営物の所有権が移転される場合は、それらの物件とともに土地の利用権も法の定める手続きおよび条件に則って移転される。

外国投資家に対する財産の賃貸は、貸主が然るべき契約に則って行う。

外資系企業の従業員の労働関係は、ウズベキスタン共和国の労働法典がこれを規定する。

外資系企業の従業員の年金保障は法がこれを規定する。

第55条 債務の担保

外資系企業は、その財産および財産権を、借入金に係わるものを含めたあらゆる種類の債務の担保として 用いることができる。債務の担保とすることができるのは、商業およびサービス業を運営する店舗および住 宅ならびにそれらが立地する土地の所有権、建物、造営物、設備に対する財産権、ならびにその他の物権で ある。

外国投資家は、自らが所有権を有するすべての財産および財産権を、それが所在する場所の如何によらず、 債務の担保として使用することができる。

第56条 外資系企業の再編または清算

外資系企業は、法の定めにしたがって再編または清算することができる。

所定の期限までに設立文書に定める金額の定款ファンド(定款資本金)の形成を完了しなかった外資系企業は、これを実際に形成された金額、ただし、法が定める最低金額以上の金額まで減額するか、または他の組織的・法的形態に自らを再編することができる。

外資系企業が清算される場合、その資産は課税の対象となる。税の納付後に残った資産は、設立文書に別 段の定めのないかぎり、当該外資系企業の出資者間においてそれらの者の企業の資産における持ち分に比例 して分配する。

外国投資家が外資系企業から撤退する場合またはその企業が清算される場合、当該の外国投資家は企業の 資産における自らの持ち分の返還を、金銭の形で、または市場価格に基づく商品の形で受けることができる。 外資系企業が再編または清算される場合、その企業との間の労働契約が停止された従業員には、その権利

および利益の擁護が保証される。

第11章 ウズベキスタン共和国の国外における投資活動の実施

第57条 ウズベキスタン共和国の国外における法人および自然人の投資活動

ウズベキスタン共和国居住者である自然人および法人は、ウズベキスタン共和国の国外において投資活動を行うことができる。

外国領における投資の方向性の規制は、本法、投資活動が行われる国の法律、およびウズベキスタン共和国の国際条約がこれを行う。

第58条 ウズベキスタン共和国の国外における投資活動

ウズベキスタン共和国の国家統治機関はウズベキスタン共和国の国外において投資活動を行うことができる。ウズベキスタン共和国の財産を外国領において法人の定款ファンド(定款資本金)に投資することは、 所有者または所有者が権限を与えた国家統治機関の合意のもとに行う。

第59条 ウズベキスタン共和国の国外における投資にあたっての投資活動の形態

ウズベキスタン共和国居住者である自然人または法人のウズベキスタン共和国の国外における投資活動は 以下の形態によってこれを行うことができる。

外国の法律の要求事項を遵守しつつ、ウズベキスタン共和国居住者である自然人および法人の出資による法人、ならびに子会社、支店、駐在事務所およびその他の独立した下部組織の設立。

財産または財産権の取得。

外国およびウズベキスタン共和国の相応の国際条約に反しないその他のあらゆる形態。

第12章 附則

第60条 投資活動の制限、一時停止または中止

投資活動の制限、一時停止または中止は、投資家の決定、国家管轄機関の決定、または裁判所の決定に基づいて行われる。

投資活動の制限、一時停止または中止に関する決定は以下の場合に行うことができる。

法の定める手続きしたがって投資家の破産の宣言または認定が行われた場合

非常事態、伝染病ならびに住民の生命および健康に対するそのほかの現実的な脅威が発生した場合 ウズベキスタン共和国政府との間の投資契約を含め、投資契約に定める義務の不履行および(または) 当該契約に定める義務への重大な違反

投資活動の過程で、法が定める保健衛生、放射線安全、環境保護、建築・都市開発およびその他の分野の要求事項、法人および自然人の権利および法が擁護する利益の侵害につながるおそれのある事態が発見された場合。

投資活動の制限、一時停止(非常事態、伝染病ならびに住民の生命および健康に対するそのほかの現実的な脅威の発生防止に関連する 10 営業日以内の投資活動の制限および一時停止をのぞく)または中止を行うことによって企業主体の活動の一時停止または中止が発生することになる場合、そのような制限、一時停止または中止は司法手続きにしたがって実施する。

第61条 国家機関の決定およびその公務員の作為(不作為)に対する異議申し立て

国家機関の決定およびその公務員の作為(不作為)が投資活動主体の権利、自由および適法な利益を侵害する、または制限するものである場合には、これに対する異議申し立てを上級機関および裁判所に対して行うことができる。

第62条 投資活動主体がこうむった損害の補償

投資活動の制限、一時停止または中止に関連して投資活動主体がこうむった損害の補償については、法が これを定める。

国家統治機関または地方国家出先機関が投資活動主体の権利を侵害する決定を行った場合、ならびにそれらの機関が投資活動主体の経済事業に適法でない介入を行った場合、発生した損害の補償は法律にしたがって行う。

国家機関(公務員)の適法でない行政的行為によって投資活動主体がこうむった損害は、裁判所の決定に基づいて国家が補償する。これは、まず、当該機関の予算外資金を財源として行い、その後、遡及的に有責者からの徴収を行う。

第63条 紛争の解決

外国投資家が投資活動を行うにあたり、その者に関連してウズベキスタン共和国の国内において紛争(投資紛争)が発生した場合は、交渉によってその解決をはかる。投資紛争の当事者が交渉によって紛争の解決についての合意に達することができない場合、そのような紛争の解決は調停によって行うものとする。 交渉および調停によって解決されなかった投資紛争の解決は、ウズベキスタン共和国の然るべき裁判所が行うものとする。

投資紛争の解決を本条第1段および第2段の定める手続きによって行うことができない場合、ウズベキスタン共和国の国際条約および(または)投資家とウズベキスタン共和国との間に締結された契約が然るべき効力のある仲裁条項を定めているのであれば、それらの紛争は国際仲裁によって解決することができる。

投資紛争の解決を仲裁によって行うことに対するウズベキスタン共和国の同意とされるのは、署名済みで 効力を有しているウズベキスタン共和国の国際条約および(または)国際仲裁への申し立ての時点で投資家 とウズベキスタン共和国との間で締結済みである契約の枠内で、書面として作成されたもののみである。

第64条 実施済みの投資に対する本法の定めの適用

本法施行以前にウズベキスタン共和国において実施済みの現在有効な投資には、本法のうちの、投資家にとって最も有利な部分のみを適用する。

第65条 投資および投資活動に関する法への違反に対する責任

投資および投資活動に関する法への違反に対する有責者は所定の手続きにしたがって責任を負う。

第66条 失効を認定するいくつかのウズベキスタン共和国の法令

以下を失効したものと認める。

- 1) 1998 年 4 月 30 日付ウズベキスタン共和国の法第 609-I 号「外国投資について」(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス (下院) 公報、1998 年第 5 6 号、掲載番号 91)
- 2) 1998 年 4 月 30 日付ウズベキスタン共和国の法第 611-I 号「外国投資家の権利の保証および保護措置について」(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、1998 年第 5 6 号、掲載番号 93)
- 3) 1998 年 12 月 24 日付ウズベキスタン共和国の法第 719-I 号「投資活動について」 (2014 年 12 月 9 日 付ウズベキスタン共和国の法律第 ZRU-380 号による改正) (ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2014 年第 12 号、掲載番号 342)
- 4) 1999 年8月 20 日付ウズベキスタン共和国の法第 832-I 号「ウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第 XXIII 章 (ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、1999 年第9号、掲載番号 229)
- 5) 2003 年 12 月 12 日付ウズベキスタン共和国の法第 568-II 号「ウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第 XXII 章および第 XXIV 章(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2004 年第 1-2 号、掲載番号 18)
- 6) 2005 年9月 16 日付ウズベキスタン共和国の法第 ZRU-6号「ウズベキスタン共和国税法典およびウズベキスタン共和国の法律「外国投資家の権利の保証および保護措置について」の変更および増補について」(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2005 年第9号、掲載番号 310)

- 7) 2008 年 12 月 31 日付ウズベキスタン共和国の法第 ZRU-197 号「税法の改善に関連するウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第 23 条、第 24 条および第 27 条(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2008 年第 12 号、掲載番号 640)
- 8) 2012 年 12 月 25 日付ウズベキスタン共和国の法第 ZRU-343 号「2013 年度の税および予算政策の基本的方向性の採択、ならびに税報告書提出頻度の削減に関連するウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第3条(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2012 年第 12 号、掲載番号334)
- 9) 2014年1月20日付ウズベキスタン共和国の法第ZRU-365号「ウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第16条および第17条(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2014年第1号、掲載番号2)
- 10) 2017年4月18日付ウズベキスタン共和国の法第ZRU-429号「ウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第7条(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2017年第4号、掲載番号137)
- 11) 2017年9月14日付ウズベキスタン共和国の法第 ZRU-446号「ウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補ならびに失効認定について」第40条(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2017年第9号、掲載番号510)
- 12) 2018年7月26日付ウズベキスタン共和国の法第ZRU-488号「加速的経済発展の確保のための追加的措置の採択に関連するウズベキスタン共和国のいくつかの法令の変更および増補について」第2条(ウズベキスタン共和国オリー・マジリス公報、2018年第7号、掲載番号433)。

第67条 本法の執行、伝達、本質および意義の説明の確保

ウズベキスタン共和国投資貿易省、ウズベキスタン共和国法務省およびその他の関係機関は、本法の執行、 執行者への伝達、ならびに住民、特に投資活動主体に対する本法の本質および意義の説明が行われることを 保障する。

第68条 既存の法の本法への整合

ウズベキスタン共和国内閣は以下を行う。

政府決定を本法に整合させる。

国家統治機関による本法に反する法令の見直しおよび廃止が行われることを保障する。

第69条 本法の施行

本法はその公示の日から1カ月を経過した時点で施行される。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジョエフ

タシケント市 2019年12月25日 第 ZRU-598号